

## 平成 29 年度 実地指導結果

**実地指導**とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業所の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

栗東市の条例や国の省令、通知などにに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を実地指導前に提出していただき、実地指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

なお、実地指導は、監査ではありませんが、実地指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

### 1. 実績

#### 【実地指導計画数と実績】

	市内事業所数	実施計画数	実施数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0
認知症対応型通所介護	2	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	3	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0
地域密着型通所介護	10	1	1
合 計	18	2	2

※市内事業所数は、3月末現在

## 2. 主な指導内容

### (1) 認知症対応型共同生活介護

#### ■文書指摘

なし

#### ■口頭指示

##### 【計画作成担当者について】

計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合においても、当該共同生活住居以外で介護職等として従事することは適切ではないため、適切な配置になるよう見直しを行うこと。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 90 条第 6 項の規程による)

##### 【運営規程について】

以下の事項を見直し、変更届けを提出すること

○「人権擁護・虐待防止」、「暴力団排除」について、栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づき、追加すること。

##### 【医療連携体制加算について】

看護師の 1 名以上の配置と看護師による 24 時間対応の連絡体制の確保が必要である。担当及び連絡先を介護職員に周知すること。

### (2) 地域密着型通所介護

#### ■文書指摘

なし

#### ■口頭指示

##### 【地域との連携について】

地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等との連携を図ること

運営推進会議には、知見を有する者の出席が必要

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 60 条の 17 第 1 項、第 3 項の規程による)

**【運営規程について】**

以下の事項を見直し、変更届けを提出すること

- 「通所介護」について、「地域密着型通所介護」に改めること
- 「人権擁護・虐待防止」、「他の社会福祉施設との連携」について、栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づき、追加すること。
- 第5条第1項第3号 サービス提供時間について、延長サービスを行う時間帯を規定すること
- 第10条第2項 サービス提供記録の記載について、保存期間を5年に改めること
- 第11条 利用料及び支払の方法について、「1割」を「1・2割」に改めること

**【重要事項説明書について】**

以下の事項を見直すこと

- 「職員体制」について、機能訓練指導員を追加すること
  - ・機能訓練指導員については、出勤日が固定されているが、1月に1回程度は、全利用者の状態を確認できるような配置が望ましい。

**【宿泊サービスについて】**

宿泊サービスに係る重要事項説明書を作成すること

(平成27年4月1日老振発第0430第1号通知 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について)

**【報酬請求について】**

「宿泊サービス」を利用した後、通所介護サービスを利用し、通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に戻る場合、延長加算を算定することは適当でない。

宿泊サービス提供記録の保存年数2年分について、過誤調整による返還を行うこと